

静岡県農業団体健康保険組合
第3期特定健康診査等実施計画
(平成30年度～平成35年度)

平成30年2月
静岡県農業団体健康保険組合

農回健保の基本理念

「健保があつてよかった・・・」といわれる健康管理と
保険に関するコンサルタント健保になることを目指します。

第2次 けんぽ健康づくり27

～こころとからだの健康は大地から～



1. 背景及び趣旨

平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、平成20年4月には、この改革の大きな柱のひとつである、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、各保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

当健保においても、平成20年3月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的事項について定めた「特定健康診査等実施計画」（第1期計画期間：平成20年度～24年度、第2期計画期間：平成25年度～29年度）を策定し、事業を実施してきたところです。

当健保の第2期計画における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第3期計画（計画期間：平成30年度～平成35年度）を策定しました。

2. 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査※1)及び特定保健指導※2)の対象となる生活習慣病は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

これは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重複した状態では、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクは高くなるというメタボリックシンドロームの概念に基づくものです。

特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能になります。

3. 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

当健保では、特定健康診査を事業所との共同により、定期健康診断や人間ドックを兼ねて実施しており、定期健康診断は、法定検査項目に詳細な検査項目を追加した一般健診としています。

特定健康診査については、静岡県厚生農業協同組合連合会（以下「JA静岡厚生連」という。）が運営する健康管理センターの検診車が、各事業所を巡回して行う定期健康診断や健康管理センター内で行っています。

人間ドックについては、JA静岡厚生連の健康管理センターと公益財団法人SBS静岡健康増進センター（以下「SBS」という。）にて行っています。

また、一般健診や人間ドックの受診費用に対する助成措置を講じ、受診を促進しています。

- ※1 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの
- ※2 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするもの

4. 第2期計画における特定健康診査・特定保健指導の実施結果

(1) 特定健康診査

当健保では、労働安全衛生法で事業主にその実施が求められる「定期健康診断」の項目に、当健保が保健指導等を実施する上で推奨する検査項目を加え、「一般健康診断」として、事業所と共同で実施してきました。一般健康診断は「特定健康診査」の法定項目も満たしていることから、一般健康診断と特定健康診査を兼ねることができているため、被保険者の特定健康診査の受診率は、平成28年度には第2期計画の目標である96.5%に対し96.4%と、目標達成までわずかとなっています。

一方、被扶養者は、受診率が全国平均を下回っている状況にあったため、被保険者と比べて被保険者の事業所で行われる健診会場だけでなく、JA静岡厚生連の健康管理センターでいつでも受けられるように整備し、受診できる場所を増加させました。

この結果、被扶養者の特定健康診査の受診率は、第1期計画の期末の23.5%に対し、平成28年度時点で37.3%と、13.5ポイント増加しています。

しかしながら、第2期計画の目標である42.4%との乖離は大きい状況です。

第2期計画における年度別の実施状況は下表のとおりです。

①被保険者・被扶養者合計

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	78.2%	79.4%	81.9%	83.4%	85.0%
受診対象者	9,486人	9,650人	9,706人	9,730人	9,789人
受診者数	7,552人	7,656人	7,887人	8,103人	8,179人
受診率	79.6%	79.3%	81.3%	83.3%	83.6%

②被保険者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	94.5%	95.0%	95.5%	96.0%	96.5%
受診対象者	7,308人	7,455人	7,508人	7,571人	7,655人
受診者数	7,011人	7,141人	7,180人	7,297人	7,379人
受診率	95.9%	95.8%	95.6%	96.4%	96.4%

③被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	24.0%	26.0%	34.0%	38.0%	42.4%
受診対象者	2,178人	2,195人	2,198人	2,159人	2,134人
受診者数	541人	515人	707人	806人	800人
受診率	24.8%	23.5%	32.2%	37.3%	37.5%

(2) 特定保健指導

当健保の特定保健指導は、当健保の保健師だけでなく、J A 静岡厚生連の健康管理センターや事業所駐在の保健師等に委託して実施をしています。

これまでは、個人の意思を尊重していたことから、指導対象者が特定保健指導の利用を敬遠する傾向にあったことから、平成28年度より特定健康診査の1～2年目に当たる39・40歳を重点実施年齢として設定し、事業所の協力を得ながら実施をしてきました。

この結果、特定保健指導の実施率は、第1期計画の期末の6.8%に対し、平成28年度時点で14.6%と、2倍以上に増加しています。

しかしながら、第2期計画の目標である30%との乖離は大きい状況です。

第2期計画における年度別の実施状況は下表のとおりです。

①積極的支援・動機付け支援合計

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	12.0%	16.5%	21.0%	25.5%	30.0%
指導対象者	1,394人	1,431人	1,401人	1,450人	1,464人
指導終了者数	185人	166人	182人	211人	214人
実施率	13.3%	11.6%	13.0%	14.6%	14.6%

②積極的支援

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	12.0%	16.5%	21.0%	25.5%	30.0%
指導対象者	848人	897人	816人	867人	875人
指導終了者数	91人	82人	97人	127人	128人
実施率	10.7%	9.1%	11.9%	14.6%	14.6%

③動機付け支援

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込)
計画目標値	12.0%	16.5%	21.0%	25.5%	30.0%
指導対象者	546人	534人	585人	583人	589人
指導終了者数	94人	84人	85人	84人	85人
実施率	17.2%	15.7%	14.5%	14.4%	14.4%

5. 第3期計画において達成しようとする目標

(1) 目標の設定

厚生労働省が策定した特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、平成35年度までに特定健康診査実施率85%、特定保健指導実施率30%を達成することを当健保の目標とします。

(2) 特定健康診査の目標値

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査受診率の目標値を下表のとおり設定します。

①被保険者・被扶養者合計

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
受診率 (目標値)	83.8%	84.0%	84.2%	84.4%	84.6%	85.0%
対象者数 (推計)	9,886人	9,984人	10,084人	10,185人	10,287人	10,391人
受診予定者数 (推計)	8,255人	8,367人	8,481人	8,597人	8,714人	8,833人

②被保険者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
受診率 (目標値)	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.5%	97.5%
対象者数 (推計)	7,575人	7,673人	7,773人	7,874人	7,976人	8,080人
受診予定者数 (推計)	7,378人	7,474人	7,571人	7,669人	7,777人	7,878人

対象者数については、平成25年度から29年度までの対象者数の伸び率を用いて、各年度の人数を算出しました。

なお、第3期より、任意継続被保険者は、被扶養者の実績として国に報告するよう変更されたため、被保険者の推計から除外しました。

③被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
受診率 (目標値)	37.8%	38.4%	39.0%	39.6%	40.3%	41.3%
対象者数 (推計)	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人
受診予定者数 (推計)	874人	888人	902人	916人	932人	955人

対象者数については、平成29年12月末現在の在籍者をもとに、被扶養者及び任意継続被保険者の平成30年4月1日時点における39歳以上74歳以下の人数で算出し、以後も同数としました。

(3) 特定保健指導の目標値

平成30年度から平成35年度までの特定保健指導実施率の目標値を下表のとおり設定します。

①積極的支援・動機付け支援合計

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
実施率 (目標値)	17.2%	19.8%	22.4%	25.0%	27.6%	30.0%
対象者数 (推計)	1,478人	1,498人	1,518人	1,539人	1,560人	1,581人
実施予定者数 (推計)	255人	297人	341人	385人	431人	475人

②積極的支援

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
実施率 (目標値)	16.1%	17.6%	19.1%	20.6%	22.1%	23.3%
対象者数 (推計)	883人	895人	907人	920人	932人	945人
実施予定者数 (推計)	143人	158人	174人	190人	206人	220人

なお、対象者数については、(2)で算出した各年度の特定健康診査受診予定者数に平成28年度の特定健康診査受診者に対する積極的支援対象者割合(10.7%)を乗じて算出しました。実施予定者数については、対象者数に対し実施率の目標値を乗じて算出しました。

③動機付け支援

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
実施率 (目標値)	18.7%	23.0%	27.3%	31.6%	35.9%	40.0%
対象者数 (推計)	596人	603人	610人	618人	625人	634人
実施予定者数 (推計)	112人	139人	167人	196人	225人	254人

なお、対象者数については、(2)で算出した各年度の特定健康診査受診予定者数に平成28年度の特定健康診査受診者に対する動機付け支援対象者割合(7.2%)を乗じて算出しました。実施予定者数については、対象者数に対し実施率の目標値を乗じて算出しました。

6. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、県内在住者は事業所における巡回健診及び節目人間ドック等により行います。なお、県外在住者は、必要に応じて県外の医療機関で実施することも可能とします。

特定保健指導は、事業所単位等に、集団指導及び個別指導により実施します。

(2) 実施項目

実施項目は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)」(平成30年厚生労働省健康局)及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3版)」(平成30年厚生労働省保険局)に記載されている健診項目とします。

- ①質問項目
- ②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ③理学的所見(身体診察)
- ④視力検査
- ⑤聴力検査
- ⑥胸部X線検査
- ⑦血圧測定
- ⑧尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)
- ⑨血液一般検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、MCV、白血球数、血小板数)
- ⑩肝機能検査(GOT、GPT、ALP、 γ -GTP)
- ⑪脂質検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール)
- ⑫血糖検査(空腹時血糖、HbA1c)
- ⑬尿酸検査
- ⑭腎機能検査(クレアチニン)
- ⑮心電図検査
- ⑯眼底検査

(3) 実施時期

実施時期は、通年とします。

(4) 委託の有無

①特定健康診査

J A静岡厚生連及びS B Sに委託します。

②特定保健指導

巡回健診に基づく特定保健指導は、健保組合の保健師が担当し、一部をJ A静岡厚生連等に委託します。

人間ドックに基づく特定保健指導は、J A静岡厚生連及びS B Sに委託します。

(5) 受診方法

受診に係る被保険者及び被扶養者への案内及び取りまとめ等は、事業者に依頼します。

(6) 受診料金

被保険者及び被扶養者の受診料金は、別途定めますが、健保組合で一部を負担します。

(7) 周知・案内方法

事業所を通じて、特定健康診査の周知をするとともに、当健保の機関誌「静農けんぼ」やホームページ等に掲載し、周知を図ります。

(8) 健診データの受領方法

健診データは、J A 静岡厚生連及びS B S から電子データで受領し、当健保で保管します。

7. 計画の見直し

計画期間中において、目標達成状況や事業実施状況の変化等により、計画の見直しの必要性が生じたときは、適宜修正を行うこととします。

8. 計画の公表・周知

本計画は、当健保の機関誌やホームページに掲載して公表します。また、諸会議を通じて、周知を図っていきます。

9. 個人情報の取扱い及び守秘義務規定の遵守

特定健康診査等で得られる個人の健康情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるよう要配慮個人情報に該当するため、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドライン及び当健保の静岡県農業団体健康保険組合個人情報保護管理規程に基づき、厳密な取扱いが確保されるよう措置を講じます。

また、特定健康診査、特定保健指導の委託先についても同様の取り扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底します。